

廃棄物・リサイクル対策に関する要望

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 総合的な廃棄物政策について

- (1) 循環型社会を実現するため、拡大生産者責任の強化を図るとともに、事業者、消費者及び自治体が各々の責任と適正な負担により、循環資源のリサイクルを円滑に推進できるよう、現行のリサイクル制度の検証と併せ、新たなリサイクル制度について検討すること。
- (2) 多様な廃棄物に係る効率的で低コストのリサイクル技術を開発するとともに、リサイクル製品の流通体制の確立など総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。
- (3) 有害性・危険性などの視点から自治体による処理が困難な一般廃棄物について、処理過程の安全性を確保するよう製造事業者の責務を明確にするとともに、製造事業者による製品の引取り及び処理について、法的な義務付けを行うこと。
- (4) 家庭から排出される在宅医療廃棄物の処理について、自治体の責任とすることなく、医療機関等を通じ、最終的には製造者責任として再資源化を推進すること。
- (5) 放置産業廃棄物の早期撤去について、法的規制の整備や財政措置の充実など施策の充実を図ること。

2. 廃棄物処理施設等について

- (1) 廃棄物処理施設の整備については、各自治体の財政規模を考慮し、施設の実情に合った財政措置を講じるとともに、当該施設の設置に関し、地域での紛争を回避するための必要な措置を講じること。
- (2) 廃棄物処理施設整備計画に基づく施設の長寿命化・延命化、災害廃棄物用ストックヤードの整備のための財政措置を講じること。
- (3) 循環型社会形成推進交付金制度について、廃棄物処理施設の基幹的改良やごみ固形燃料製造施設の運営に対する支援措置を拡充するとともに、余熱活用施設の整備についても交付対象とすること。

また、複合バイオマスメタン発酵施設の整備について、自治体が活用しやすい制度となるよう積極的な支援を行うこと。

- (4) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等に対しても財政措置を講じること。

また、施設解体時に実施するダイオキシン類濃度測定費用について、適切な財政措置を講じること。

3. 家電リサイクル制度について

- (1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い制」に仕組みを改めることとし、5年後の制度見直しに限定することなく、現状を踏まえ前倒しで検討を行うこと。

また、消費者が預託するリサイクル費用を事業者が適正に管理運用できる仕組みを構築すること。

- (2) 家電リサイクル制度について、適切な財政措置を講じるとともに、自治体と事業者との協力体制について、自治体が活用しやすい仕組みとなるよう更なる支援を行うこと。
- (3) 不法投棄対策を十分考慮した上で、対象品目の更なる拡大を図ること。
- (4) 不法投棄された廃家電製品に係る処理等については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が費用負担や収集、運搬、処理等を義務付けるとともに、不法投棄防止の周知徹底を図ること。
- (5) 指定引取場所の区分の廃止など、排出者等の利便性に配慮した環境の整備を推進すること。

4. 容器包装リサイクル制度について

- (1) 拡大生産者責任の原則に基づき、自治体と事業者との役割分担の更なる見直しを行い、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、現在、自治体が負担している収集、選別、保管等の費用を事業者負担とすること。

- (2) 容器包装リサイクル制度について適切な財政措置を講じるとともに、容器包装の範囲の周知徹底や飲料用容器等のデポジット制及びリターナブル容器の普及等により、容器包装の発生抑制を図ること。

また、容器包装の材質表示の併記や容器等の設計段階から分別・リサイクルに配慮した仕様を事業者が義務付けること。

- (3) プラスチック製容器包装の再商品化手法及び指定法人が定めるプラスチック製容器包装の「引き取り品質ガイドライン」について、自治体の意向が反映されるよう見直しを行うこと。